

■小山市立図書館設置条例

昭和53年3月15日

条例第5号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、小山市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館は、中央館及び分館によって構成し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 中央館

名称	位置
小山市立中央図書館	小山市城東1丁目19番40号

(2) 分館

名称	位置
小山市立中央図書館小山分館	小山市中央町1丁目1番1号
小山市立中央図書館間々田分館	小山市大字間々田1,960番地1
小山市立中央図書館桑分館	小山市大字羽川858番地1

(図書館奉仕)

第3条 図書館の活動を促進するため、必要があると認めるときは、配本所等を設置することができる。

(図書館協議会)

第4条 法第14条の規定に基づき、小山市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、10人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者の中から小山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、前任者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

6 委員は、再任されることができる。

(職員)

第5条 図書館に館長、司書その他の職員を置く。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(平成4年12月24日条例第26号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月24日条例第29号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日条例第40号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月26日条例第18号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月16日条例第14号）

この条例は、平成28年3月28日から施行する。